

～地域での暮らしをみなさまと一緒に支えます～



▲歳末たすけあい募金を財源とした
「春を呼ぶつどい」



▲福祉委員会での見守り活動
支え合いマップを囲んでの地域ケア会議



▲桜井福祉センターサロン教室



▲成年後見制度啓発講演会

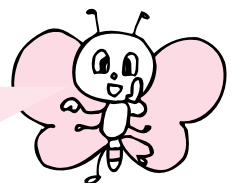
主 な 内 容

- ◆重点項目と当初予算概要…………… 2
- ◆安城市社協の紹介…………… 3
- ◆「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」
を目指して(社協の事業紹介)…………… 4・5
- ◆安城市社協会費で協力をお願い…………… 6
- ◆日本赤十字社資ご協力をお願い…………… 7
- ◆お知らせ…………… 8

福祉まつり参加団体募集
成年後見制度勉強会
介護者のつどい
善意銀行夏のお楽しみ会

安城市社協では、地域福祉活動の推進や
各種相談支援など、さまざまな事業を行っ
ています。

詳細は4・5ページの特集で紹介してい
ますのでご覧ください。



’15 5/15 第74号

編集と発行／社会福祉法人 安城市社会福祉協議会

〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4 (社会福祉会館内)

TEL 0566(77)2941・FAX 0566(73)0437

E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp http://www.anjo-syakyo.or.jp/



平成27年度 安城市社会福祉協議会 重点項目と当初予算概要



重点項目

① 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、また、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、本人、家族、専門職と地域住民が連携していく地域包括ケアシステムをみなさんとともに推進します。

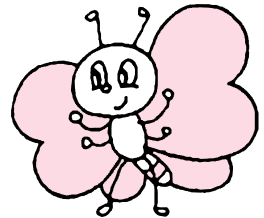
③ 災害に対応できる体制の整備

大規模災害に対応するため、福祉避難所や災害ボランティアセンターを円滑に運営する準備を行うとともに、業務継続計画を策定し、災害に対応できる体制づくりを進めます。

また、行政と連携した防災訓練の中で、福祉避難所の設置・運営に関する訓練を実施します。

② 地域見守り活動推進事業の継続的拡大と支援体制の強化

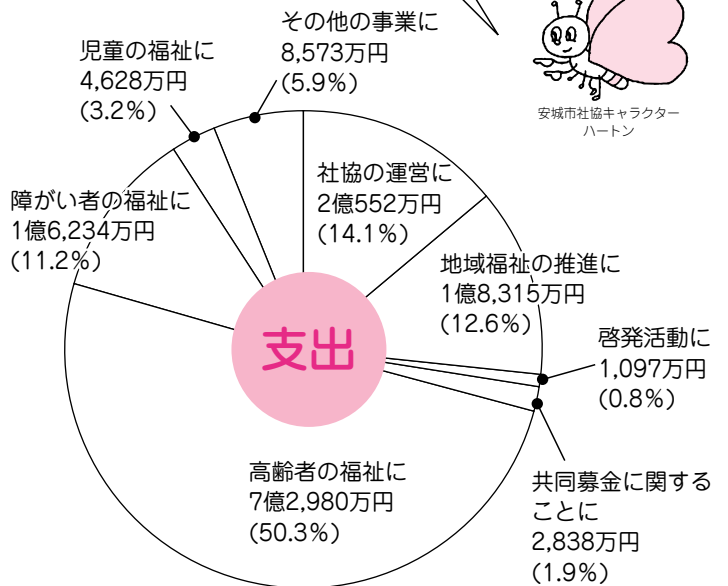
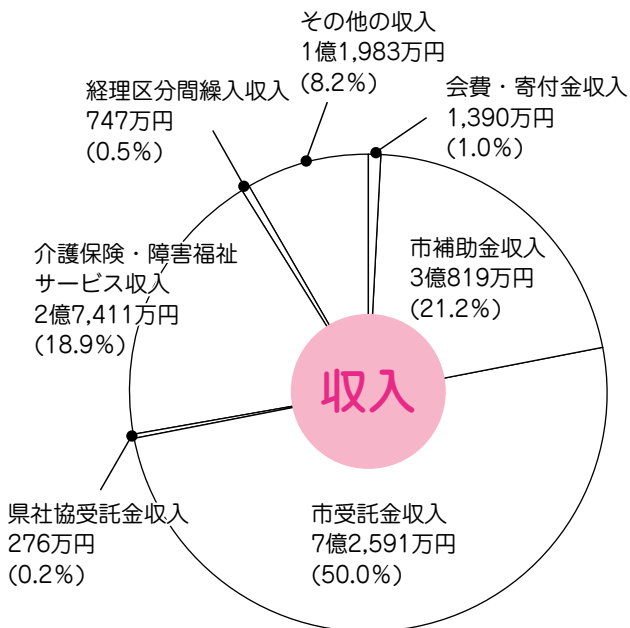
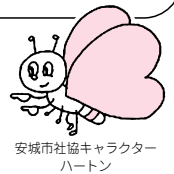
安城市における地域包括ケアシステムの基盤となる、町内福祉委員会を中心とした地域住民による地域見守り活動を充実するため、引き続き支援し、市域全体への拡大を進めます。そして、そのための地区社会福祉協議会の支援体制の強化を図ります。



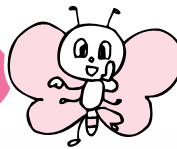
当初予算概要

予算総額
約14億5,217万円

安城市社協は多くの事業を行っており、平成27年度の当初予算額は約14億5千万円です。収入は、みなさまにご協力いただく会費や寄付金のほか、介護保険等の収入、市からの補助金や受託金などがあります。また、支出の内訳のとおり、高齢者の福祉に関することに半分以上の約7.3億円を使う計画です。



安城市社会福祉協議会の紹介 社協ってなあに？



「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉の仕事をしています。

「社会福祉協議会」は、社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に組織され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の団体です。「社協」の略称でも知られており、福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。

わたしたち社協は、地域住民、町内福祉委員会、民生委員児童委員、ボランティア、企業、NPOをはじめとするさまざまな関係機関、行政など、福祉に関わる関係者の幅広いネットワークづくりを通して、地域の福祉を推進しています。

社協の役割

社協は、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を併せ持った組織です。

地域住民とともに福祉活動を推進することを大切にしながら、地域福祉活動などの相談・調整役として福祉のまちづくりを進めています。

社協で働く人たち

社協には、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、保健師、看護師など、福祉に関するさまざまな専門知識を持った職員がおり、それぞれの職場で、地域のみなさまのご相談に応じたり、福祉サービスを利用するためのお手伝いをしています。

活動財源について

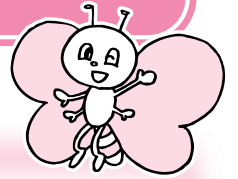
社協事業の財源は、住民のみなさま、企業や法人からの会費や寄付金、福祉サービスの収入、共同募金からの配分金、市からの補助金や受託金などです(平成27年度の予算は2ページに掲載)。

会費制度を実施し、地域福祉を推進するための資金を提供していただける人を住民参加の願いを込めて「会員」と呼んでいます(会費制度については6ページに掲載)。

安城市社協のあゆみ(概要)

- 昭和25年 安城市社会福祉協議会発足
- 昭和27年 市制の施行により
安城市社会福祉協議会へ
- 昭和43年 社会福祉法人認可
- 昭和53年 奉仕活動センター(現ボランティアセンター)設置
- 昭和59年 福祉まつりの開始
- 昭和62年 乳酸菌飲料宅配事業の開始
- 平成元年 デイサービス事業の受託
- 平成6年 ホームヘルパー派遣事業の受託
- 平成8年 一般会費募集の開始
- 平成9年 ふれあいサービスセンターの開設
- 平成9年～12年 中学校区単位での地区社協の設立
- 平成18年 地域包括支援センターの受託
福祉介助サービスの開始
- 平成21年 安城市福祉事業団と統合
広報紙「あんじょう社協だより」
発行開始(旧広報紙・情報紙を統合)
- 平成23年 成年後見支援事業の開始
- 平成27年 生活支援体制整備事業の受託
(生活支援コーディネーター)

～「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」を目指して～



うにさまざまな事業を行っています。主な取り組みをご紹介します。

ボランティアに関すること

- ボランティアについての相談、支援
- ボランティア保険の受付
- ボランティアに関する講座の開催
- 災害ボランティアの支援



ボランティア相談窓口



点訳ボランティア入門講座

福祉教育に関すること

- 福祉機材の貸出し(車いす、高齢者疑似体験セットなど)
- 学校での福祉学習の支援
- 福祉勉強会の開催
- 福祉に関する本の貸出し(中根文庫)
- 福祉まつりの開催
- 「あんじょう社協だより」の発行



学校での福祉学習



福祉まつりでの福祉体験

災害時の活動に関すること

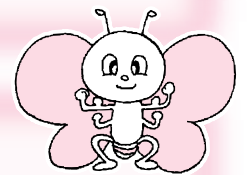
- 福祉避難所の運営
- 災害ボランティアセンターの運営
(市と協働運営)
- 地域活動と連携した災害時の支援体制づくり

会費・寄付金・募金に関すること

- 社協会費(6ページ参照)
- 共同募金
(赤い羽根募金、歳末たすけあい募金)
- 善意銀行、福祉基金、一般寄付金の受付

その他さまざまな事業を行っています

- 心配ごと、困りごとの相談受付
- 日常生活自立支援事業の実施
(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の日常的な金銭管理)
- 成年後見支援事業の実施
- 生活福祉資金の貸付
- 移送サービス、院内介助サービスの実施
- 車いす、車いす移送車の貸出し
- 乳酸菌飲料の宅配による高齢者の安否確認



貸出し用の車いすと車いす移送車(サルビア号)

安城市社会福祉協議会の事業

安城市社協では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていただけるよう

地域福祉活動の推進に関すること

- 中学校区単位の地区社協を中心とした地域福祉活動の推進
- 町内福祉委員会への支援
- 見守り活動の支援
- 地域福祉の拠点としての福祉センターの運営
- 地域での交流事業の支援



サロン活動博覧会
～藁と綿のリースづくり体験～

高齢者に関すること

- 地域包括支援センターの運営
 - ① 高齢者や家族への総合相談支援
 - ② 高齢者の権利擁護
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - ④ 介護予防ケアマネジメント
- 居宅介護支援事業所の運営(ケアプラン作成)
- デイサービスセンターの運営
- ホームヘルパーセンターの運営
- 介護予防事業の実施
(総合福祉センター「なつかし学級」、各福祉センター「介護予防体操」の開催)
- 養護老人ホームの運営
- 県営住宅シルバーハウジングへの生活援助員派遣
- 生活支援コーディネーターの設置による高齢者の生活支援
- 介護予防の基盤整備の推進



サービス紹介などの総合相談支援



慰問ボランティアによるお楽しみ会
(北部デイサービスセンター)



介護予防事業
「頭もからだもスッキリ体操」

障がい者に関すること

- ホームヘルパーセンターの運営
- 身体障害者デイサービスセンターの運営
- 就労継続支援事業所「虹の家」の運営
- 障害児相談支援事業所・特定相談支援事業所の運営



ホームヘルプサービス

「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」を目指すため…

安城市社会福祉協議会 会費募集にご協力をお願いします

社会福祉協議会会費

強化月間
7月～9月

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる
まちづくりのため、みなさまのご協力をお願いします。

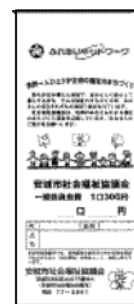
一般会費封筒

会員ってなに？

社会福祉協議会では、地域福祉を推進するための資金「会費」を提供していただける人を住民参加の願いを込めて「会員」と呼んでいます。

平成26年度実績

一般会費	9,090,866円
賛助会費	1,282,000円
特別会費	590,000円



一般会員

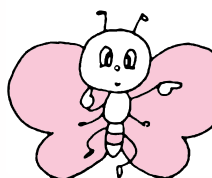
(募集対象) 市内各世帯

(会費) 1口 300円

(募集方法)

町内会を通じて集めています。

福祉センター、社会福祉会館でも申込み
いただけます。



一般会費はすべてみなさまの地域の活動に還元します。

〈一般会費は地域でこのように使われます。〉

- ・ 町内会活動への助成 (40%)
お住まいの町内会の自主的な活動のための費用に
- ・ 町内福祉委員会やボランティア団体活動の助成 (40%)
例えば
高齢者や障がい者などへの見守りや生活支援に
住民同士のふれあいの場所づくりに
- ・ 地区社会福祉協議会の事業 (20%)

例えば
福祉講演会や勉強会の開催、広報紙の発行
介護者のつどいの開催など

賛助会員・特別会員

○賛助会員

(募集対象) 主に福祉団体のメンバー
一般市民のみなさま

(会費) 1口 1,000円

(募集方法) 郵送等で案内しています。
福祉センター、社会福祉会館でも申
込みいただけます。

○特別会員

(募集対象) 市内事業所のみなさま

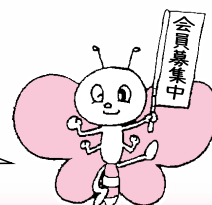
(会費) 1口 10,000円

(募集方法) 郵送等で案内しています。
福祉センター、社会福祉会館でも申
込みいただけます。

〈賛助会費・特別会費はこのように使われます。〉

- ・ 福祉まつりの開催
- ・ 福祉介助サービス事業の実施
(単独での外出が困難な方が、安心して外出
できるように支援する移送サービスと病院内で
介助の必要な方をサポートする院内介助サー
ビスを実施しています)

社協のサポーター
として福祉事業に
ご協力ください!



問い合わせ ▶ 企画財務係 ☎(77)2941

「赤十字は、あなたの力を待っている。」

日本赤十字社

今この瞬間も、これからも、
命を守るために活動しています。

活動資金にご協力をお願いします

日本赤十字社社資

運動期間
5月1日～31日

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人です。国内外の被災地・紛争地域等での救援活動をはじめとしたその活動は、みなさまから寄せられた社費や寄付金によって運営されています。赤十字の活動を支えるため、ご協力をお願いします。

平成26年度実績
社資総額
13,587,228円

社資封筒



社資ってなに？

赤十字の事業に賛同し、社費（詳しくは右の説明参照）を納めていただいた人を“赤十字社員”と呼んでいます。また、社員としてではなく、寄付としてのご協力もお待ちしています。

社費とその他の寄付金を合わせて“社資”といいます。

対象	社員の種類	社費(年間)
個人	普通社員	500円以上
	特別社員	10年以内に累計 2万円以上
法人	法人社員	1,000円以上

社費と寄付金はどう違うの？

社費

事業の賛同者（社員）に納めていただく500円以上の協力金。社員情報（住所・氏名）を保管します。

寄付金

金額に定めはなく、社員情報の保管は行いません。

社資と義援金はどう違うの？

社資

日本赤十字社の事業に使われます。

義援金

寄せられた義援金は全額が被災者に分配されます。

日本赤十字社はどんなことをしているの？

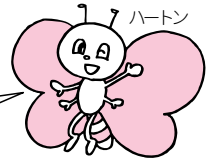
- 災害救援活動（国内外）
- 医療活動（国内外）
- 赤十字社員の募集、啓発活動

日本赤十字社社資はこのような活動に使われます。

他にも安城市地区では以下のことなどを実施しています。

- 火災・水害などで被災された世帯に毛布などの救援物資を支給
- 祭礼や各種行事の際、救護員を派遣し、不慮の疾病者の救護を実施
- 救護資材の配備、貸出し
- 災害義援金の受付

問い合わせ ▶ 企画財務係 ☎(77)2941



ハートンからの
おしらせだよ！

第32回安城市福祉まつり参加団体募集

今年も10月4日(日)に福祉まつりを開催します。

今年は、「健康・長生き」に関するサブテーマで開催を予定しています。テーマに合わせた企画で参加いただける介護保険法・障害者総合支援法の事業所やボランティアなどの団体を募集します。

参加要件

- 次の①と②をともに満たす団体
- ①市内で活動する団体
- ②「健康・長生き」に関する企画

その他

コーナー運営に必要な消耗品等は、経費として申請していただき、審査のうえ実行委員会が負担します。

募集期間

5月19日(火)～6月6日(土)
※応募多数の場合、会場のスペースの都合でお断りさせていただきます。く場合もあります。

申込み・問い合わせ

安城市福祉まつり実行委員会事務局
(事業係内) ☎(77)2941

成年後見制度勉強会

「我が子の権利を守る」成年後見制度を活用して地域で生きる」

成年後見制度を利用して生活している障がいのある人の事例を通して、制度の概要や後見人等業務の内容などについて社協担当職員がお話します。わかりやすい内容ですので、ぜひ参加ください。

日時

6月18日(木)
午前10時～11時30分

場所

社会福祉会館 講座室

対象

15歳(高等部)以上の知的・精神障がいのある人の家族

定員

70名(先着順)

参加費

無料

受付

5月19日(火)から受付
参加申込み用紙を窓口またはFAXにて提出してください。

申込み・問い合わせ

安城市障害相談支援事業所「ふれあいサービスセンター」(社会福祉会館内)
☎(77)3121
FAX(73)0437

※申込み用紙は、社会福祉会館・市役所障害福祉課窓口で配布のほか、社協ウェブサイトからもダウンロードできます。

介護者のつどい

介護者のリフレッシュと情報交換の場です。

申込みは不要で、途中での入退室も可能です。介護をしている人、介護に関心のある人など、お気軽にご参加ください。

	日時	場所	問い合わせ
介護者のつどい	6月5日(金) 午後1時30分～3時	安祥福祉センター 多目的室1	安祥福祉センター ☎73-5757
	6月11日(木) 午後1時30分～3時	中部福祉センター 多目的室	中部福祉センター ☎76-0090
	6月26日(金) 午後1時30分～3時30分	桜井福祉センター 多目的室1	桜井福祉センター ☎99-7365
介護者おしゃべりサロン	6月6日(土) 午後1時～4時	社会福祉会館 集会室	ボランティアセンター ☎77-2941

※介護者おしゃべりサロンは当事者による自主グループです。

善意銀行 夏のお楽しみ会 明治村日帰りバス旅行

善意銀行では、市内のひとり親家庭の子どもとその家族を対象に、日帰りバス旅行を開催します。

日時

7月12日(日)
午前9時～午後5時(予定)

場所

博物館 明治村(犬山市)

対象

市内在住のひとり親家庭の子どもとその家族、友人

定員

50名(先着順)

参加費

ひとり親家庭の子どもと同居家族 1000円
別居家族、友人 1500円

受付

5月19日(火)
午前9時から電話にて受付

申込み・問い合わせ

安城善意銀行(社会福祉会館内)
☎(77)2941

寄付物品のお礼

愛知県JA葬祭事業協議会様から中央・西部・安祥の各児童センターに対し、児童遊具を寄贈していただきました。ありがとうございました。



東日本大震災義援金の受付が平成28年3月31日まで延長になりました。引き続きご支援をお願いします。

